

第七款 資金

一現金ハ本総同盟ニ於テ準備ス
二労銀代用資本トシテ賑恤用糧食及被服品ノ交付ヲ受ク
尚不足令ハ復興院ヨリ供給ヲ仰ク予定
三市(官)ヨリ交附セラルル物品代價ハ精算ノ上後日償金下附
ノ際差引クモノトス

第八款 會計

精細ニ收支ヲ記シ立替金額ハ後日市(官)ヨリ弁償ヲ受ノ
會計簿ニ隨時市(官)監督吏ノ閲覧ニ供ス

以上

大正十二年九月二十八日

日本勞働総同盟

日本勞働総同盟系各地團體ハ震災後逸早く
救済金ノ募集ニ着手シタルカ九月末迄ニ総同

盟本部ニ於テ授受シタル金額ハ約二千圓(当初ノ
予算)

三千圓ニシテ組合員ノ罹災程度ニヨリ 甲(十五圓)

乙(十圓) 丙(七圓) 丁(五圓)ノ標準ヲ以テ十月八

日第一回ノ分配ヲ為セリ

一方関西西勞働同盟會ハ九月十一日ノ救済委
員會ニ於テ海外ノ有力ナル勞働團體ニ對シ